

# (4) 障害福祉サービス等（障害児通所支援）

府省名	内閣府	組織	こども家庭庁	会計	一般会計	項	障害児支援等対策費	
						目	障害児入所給付費等負担金	
調査対象予算額						令和7年度（補正後）：548,989百万円の内数 ほか （参考 令和8年度：514,845百万円の内数）	調査主体	本省と近畿財務局の共同調査

## ① 調査事案の概要

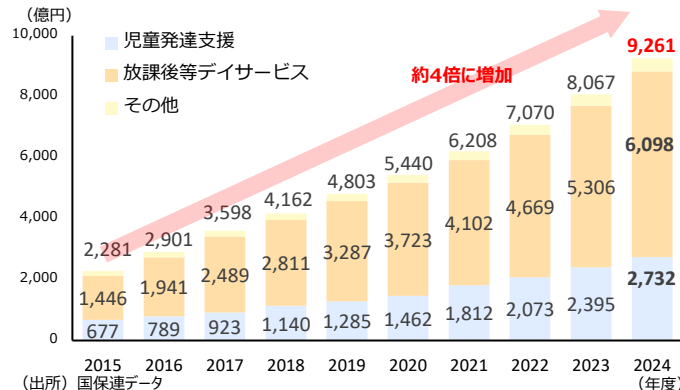
### 【事案の概要】

- 障害児通所支援とは、児童発達支援や放課後等デイサービス等を指す。児童発達支援は、主に未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対して、授業終了後や休暇中における生活能力向上のための訓練や社会との交流等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するサービスである。
- 両サービスともに、個々の障害の状態や発達の状況・障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援（本人支援）を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援（家族支援）も行うとされている。また、全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援（移行支援）を行うことも求められる。なお、本人支援については、**生活や遊び等の中で、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点を網羅した支援が行われることが基本とされている【表1】。**
- 障害児支援サービスについては、**総費用額（国・地方・利用者負担の合計）が急増しており、その大半を児童発達支援、放課後等デイサービスが占めている【図1】。**また、これらの事業所数も増加しており、平成28年3月時点と令和7年3月時点の事業所数を比較すると約3倍となっている【図2】。こども家庭庁は、**本来の制度趣旨に沿わない加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況**としており、**サービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性の確保を検討する必要がある。**
- このため、こども家庭庁は、**地域差を是正し障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすることが必要としている。**
- あわせて、こども家庭庁では、**障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を重要な基本理念として位置付け、保育所等訪問支援や後方支援の強化、放課後児童クラブ等の一般施策との併行利用・移行支援を通じて、インクルージョンを積極的に推進すべき**としている。また、市区町村における給付決定に当たっては、本人や保護者の希望を踏まえながら、**一般施策を利用・併用する機会が確保されるよう、例えば、福祉部門と子育て支援担当部門が連携し、一般施策の受入体制等について、保護者へ情報提供を行うとともに、必要に応じて保育所等訪問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努めることとされている。**
- 上記を踏まえ、事業所の収支状況、加算の取得状況や支援内容、市区町村における給付決定業務について実態の調査を行った。

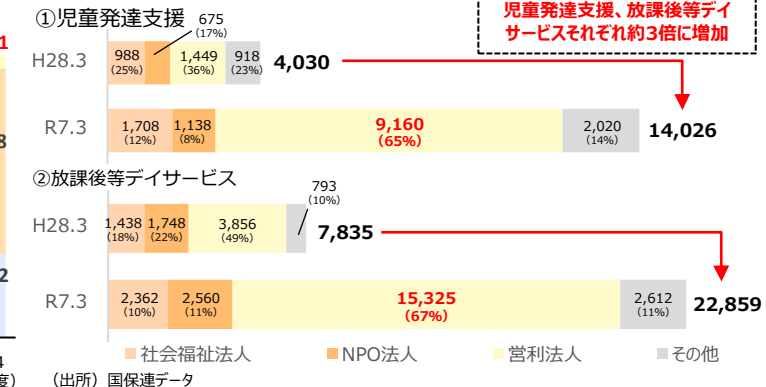
【表1】 障害児通所支援における5領域の視点

項目	内容
健康・生活	健康状態の維持・改善、生活習慣や生活リズムの形成 等
運動・感覚	姿勢と運動・動作の基本的技能の向上、姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用、身体の移動能力の向上 等
認知・行動	認知の特性についての理解と対応、対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得、行動障害への予防及び対応等
言語・コミュニケーション	コミュニケーションの基礎的能力の向上、言語の受容と表出、人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 等
人間関係・社会性	アタッチメント（愛着）の形成と安定、遊びを通じた社会性の発達

【図1】 障害児支援 サービス別総費用額



【図2】 事業所数の伸びと法人類型の割合の変化



児童発達支援、放課後等デイサービスそれぞれ約3倍に増加

② 調査の視点

1. 各事業所の収支状況等について

近年事業所数が急増しているところ、事業所の収支状況について調査を行った。また、児童指導員等加配加算について、取得状況等を調査した。

2. 市区町村における給付決定事務について

利用者の1月当たりの給付量の決定については、市区町村が利用者の状態等を勘案して決定することとなり、市区町村の給付量決定での課題等について調査を行った。また、インクルージョンの推進の観点から、一般施策への移行・併用について、市区町村内の部局間での連携等を調査した。

【調査対象年度】  
令和5年度～令和7年度

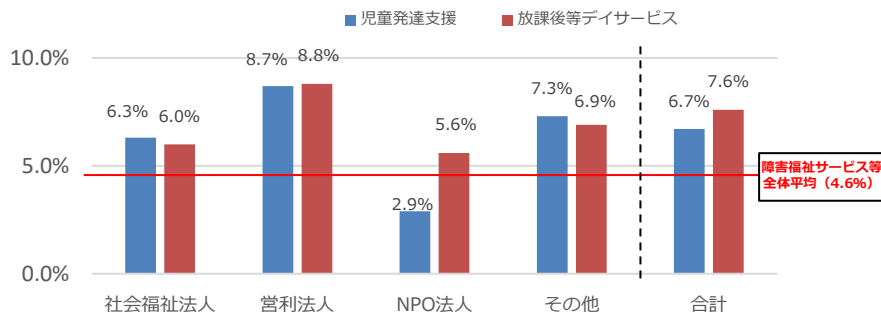
【調査対象先数】  
・児童発達支援・放課後等  
デイサービス事業所：5,832先  
・市区町村：1,171先

③ 調査結果及びその分析

1. 各事業所の収支状況等について

- 事業所ごとの令和6年度の収支差率を調査したところ、児童発達支援では平均6.7%、放課後等デイサービスでは平均7.6%と、いずれも障害福祉サービス等の全体平均（4.6%）・中小企業（3.8%）を大きく上回る結果となっている。また、運営主体別で見ると、児童発達支援、放課後等デイサービスともに、事業所数が急増している営利法人の収支差率が最も高く、**高い収支差率を背景に事業所が積極的に参入している状況**と考えられる【図3】。
- 他方、事業所における支援内容について、**本来は5領域の視点を網羅した支援が行われることが基本とされているが、網羅されていないと思われる事業所が157あり、中には本人支援が学習支援のみのもや楽器演奏のみとなっているものがあった。**

【図3】運営主体別の収支差率



【参考】事業所の支援内容のうち、適切ではないと思われるもの

- ・本人支援が学習支援のみなど、単独の支援にとどまっており、療育との関係が不明確
- ・保護者の相談支援やレスパイト支援のみを回答するなど、本人支援の内容が不明（本人支援が預かりのみの可能性）等

- 次に、児童指導員等加配加算（※）の取得状況について調査したところ、**約9割の事業所が加算を取得している状況であった【表2】**。また、収支差率の点を見ても、当該加算を取得している事業所の平均の収支差率は**児童発達支援で7.4%、放課後等デイサービスで8.2%と、取得していない事業所と比べても収支差率が高い状況**となっている【図4】。

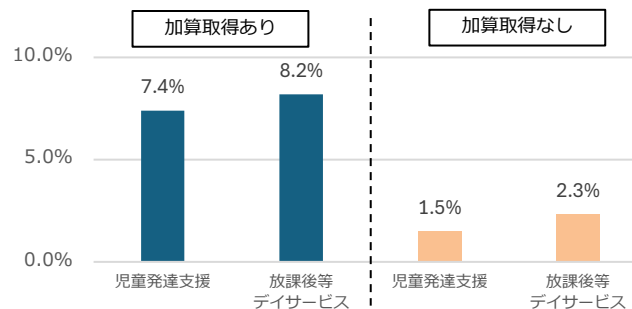
※ 常時見守りが必要な就学児等に対する支援及びその他障害児の家族等に対して就学児等への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るため、児童発達支援や放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業員数に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士などを1以上配置している事業所に加算している。加算総額は、令和6年度における児童発達支援、放課後等デイサービスの給付費総額のうち、それぞれ8.3%、12.8%を占めている。

【表2】児童指導員等加配加算の取得状況

	取得している	取得していない
児童発達支援	85.7% (1,738)	14.3% (291)
放課後等 デイサービス	87.5% (3,327)	12.5% (476)

※括弧内は事業所数

【図4】児童指導員等加配加算の取得状況別収支差率

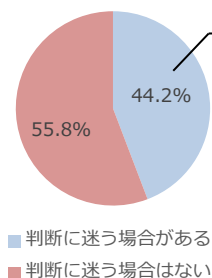


③ 調査結果及びその分析

2. 市区町村における給付決定事務について

- 障害児通所支援については、保護者の申請をもとに市区町村において給付日数（1か月の上限は「その月の日数－8日」）の決定を行うが、調査の結果、実際の給付決定の実務の中で、**半数近い市区町村が判断に迷うものがあると回答している。**  
 その中では、「支援区分がないため障害の程度が分かりづらい」、「提出された障害児支援利用計画では利用するサービスの具体的な内容が分からない」という回答が多いほか、「療育が預かりか不明確」、「明確な基準がないため保護者の申請どおりの内容で決定せざるを得ない」等という意見があった【図5】。
- また、実際に保護者の希望する給付量が市区町村が適切だと考える給付量より多い場合の対応について、一部の市区町村は常に保護者の希望を優先すると回答しており、**市区町村ごとに給付決定の基準やプロセスが異なり、給付要否や給付量に地域差が生じている可能性がある【表3】。**

【図5】 Q.給付決定をする際に判断に迷う場合はあるか



具体的に判断に迷う点	割合
支援区分がないため障害の程度が分かりづらく、利用日数や時間の決定の判断が難しい。	66.2%
提出された障害児支援利用計画では利用するサービスの具体的な内容が分からず、障害児に必要な支援が行われているか不透明。	57.4%
その他	20.5%

※複数回答可

【表3】 Q.保護者が希望する給付量が、市区町村が適切と考える（給付決定基準に定める）給付量より多い場合の対応について

回答	割合
常に市町村が適切と考える給付量のとおり決定	5.0%
市町村が適切と考える給付量のとおり決定することを基本としつつ、医師等医学的な必要性がある場合・障害児相談支援事業所が必要性を認める場合は保護者の希望を勘案した給付量とする	79.9%
常に保護者の希望を勘案した給付量を優先的に決定	7.9%
その他	7.3%

【参考】【図5】「その他」の意見（抜粋）

- ・特に放課後等デイサービスに関しては、療育目的での利用なのか迷う。事業所によっては、預かり目的の利用もあるように感じる。
- ・適切だと考える日数や時間数と、保護者の希望に相違があったとしても、**明確な基準がないため申請内容どおりに決定せざるを得ない現状がある。**
- ・**周辺市町を含めて原則23日が基準となってしまうため、町単位では支給日数を一律に制限したり、放課後等デイサービスの利用認識を変えていったりすることが難しい状況となっている。**

- 次に、インクルージョンの推進の観点から、保育所といった一般施策の併用について、市区町村内の部局間の連携状況を調査したところ、**多くの市区町村では給付決定の際に一般施策を勧めることや、他部局との調整などを行っておらず、一般施策の利用・併用の機会の確保の必要性を適切に認識していないと思われる回答があった【表4】【表5】。**

【表4】 Q.児童発達支援等の利用決定をするに当たって、保育所や放課後児童クラブの利用を勧めることはあるか

回答	割合
原則として申請のあった全ての児童に対して利用を勧めている。	9.0%
一部の児童に対しては利用を勧めている。	42.2%
基本的には利用を勧めていない。	48.8%

【参考】【表4】の「基本的には利用を勧めていない。」と回答した理由（抜粋）

- ・既に利用している、又は利用が難しいと判断された状態で児童発達支援や放課後等デイサービスの利用申請が行われているため、特に勧奨はしていない。
- ・**保護者の判断にゆだねている。**
- ・**担当部署が異なり管轄外であるため。**

【表5】 Q.給付日数決定をする際に、他部局との調整を行うか（複数回答可）

回答	割合
保育園や幼稚園等の受入状況等を確認するため、担当部局と協議する。	15.1%
給付決定に当たり、財政部局と協議する。	0.4%
特に他部局との協議は行わない。	80.3%
その他	5.8%

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 各事業所の収支状況等について

- 給付費が急増する中で、事業所の収支差率は障害福祉サービス等の平均と比べても高い状況となっていることから、**制度の持続可能性を確保するために、一定の適正化は不可欠である。**また、サービスの内容についても、**市区町村による監査の強化や報酬上の評価の在り方を含め、質を確保するための方策を検討すべきである。**
- 事業所数について、高い収支差率を背景に多くの事業所が参入している状況を踏まえ、**地域の実情に応じてサービスが計画的かつ効率的に提供されるよう、総量規制を始めとした方策が実効的なものとなるための検討をすべきである。**
- 児童指導員等加配加算については、大半の事業所が取得をしている状況にあり、**児童に対する支援強化等のためのインセンティブとしての役割を果たしているとはいえないことから、要件の見直し等を検討すべきである。**

2. 市区町村における給付決定事務について

- 居住する地域によらず児童が適正な量のサービスを受けることができるよう、**地域差の分析と併せて、給付決定に係る一定の基準を設けることやプロセスの標準化を検討すべきである。**
- また、改めてインクルージョンの推進について市区町村に対して周知徹底するとともに、他部局との調整を義務化することを含め、**一般施策の利用勧奨や市区町村内の部局間連携を促すための方策を検討すべきである。**